◎新潟県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年10月25日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　一般国道　405号

２　供用開始の区間

上越市安塚区下船倉字茶屋1426番２から同市安塚区下船倉字茶屋1412番１まで

３　供用開始の期日　　令和元年10月25日